

普及啓発の主な取組について（消費者安全課）

1 消費者等への研修・セミナー

（ ）内は、3月末予定数

研修・セミナー名	啓発対象	実績
○くらしの安全・安心セミナー ・ 食品、家電、住まい等日常生活における商品事故やトラブル等に関する講座	一般消費者	8回 (8回)
○高齢者消費者被害防止セミナー ・ 高齢者に接する機会の多い関係者等を対象とした悪質商法やその対策に関する講座	高齢者と接する者 ほか	0回 (3回)
○学校訪問講座 ・ 小中高大学等において消費者被害の未然防止を図るとともに学校教育における消費者問題への意識向上を図る講座	学生、生徒、児童	45回 (55回)
○教員サポートセミナー ・ 教員が行う研究会等において、若年者のトラブルの被害実態や対象等に関する情報を提供する講座	教員	2回 (2回)
○消費者被害防止ネットワーク促進セミナー ・ 消費者被害の未然防止に有効な地域ネットワークの充実拡大等のための講座	市町村職員ほか	3回 (3回)
○地方消費者行政担い手育成事業 ・ 市町村が実施する消費者施策の推進に資する担い手を育成するための研修	市町村職員、相談員等	61回 (67回)
○消費者教育セミナー(若年者向け) ・ 私立中高等教育等において、学校教育の現場を通じて消費者教育を行い、消費者被害防止を図る講座	学生、生徒、教員	13回 (13回)
○消費生活相談員等スキルアップ研修 ・ 消費生活相談員資格試験の対策講座	相談員、市町村職員 ほか	6回 (6回)
○くらしのセミナー ・ 消費生活等に関する基礎知識等を学習する機会を提供することにより、広く消費者の自立支援等を推進するためのセミナー	一般消費者	7回 (7回)

2 消費者月間

(1)消費生活パネル展(道庁1階ロビー) R5.5.16~17

消費者被害の防止や最新の消費生活に関する情報を提供。



消費生活パネル展

(2) イベント開催 R5.5.19

(道、道消費者協会、札幌消費者協会、札幌市消費者センター、道警 ほか)

ア 行事名 デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～

※令和5年度消費者月間のテーマ

イ 場所 札幌エルプラザ

ウ 内容 講演、ブース(パネル展示ほか)



消費者月間イベント

3 エシカル消費

(1) 市町村広報誌へのエシカル消費掲示

ア 全道各市町村に対して、啓発記事掲載依頼。

19市町村において掲載(2月2日現在)

(2) 地域イベントへの参加

ア 千歳消費者まつり2023に出店し、啓発活動を実施。

(道センター、札幌学院大学フェアトレードサークルとコラボ)



千歳消費者まつり2023

(3) エシカル消費啓発コーナーの設置

ア 道立消費生活センター展示ホールでの啓発

4 食品表示制度セミナー R5.10.12～12.6

令和5年4月に施行された遺伝子組換え食品の表示制度改正など、食品表示をめぐる最近の課題について道内6会場及びオンラインで開催。

○ 道内の食品関係事業者、消費者等 265名参加



食品表示制度セミナー

5 多重債務者相談強化キャンペーン事業

・ 国、弁護士会及び司法書士会との共催による無料相談会の実施。

R5.12.11～17 弁護士会、R5.11.27～12.3 司法書士会

・ パンフレットの作成

・ 新聞広告の掲載



多重債務相談啓発パンフレット

6 その他

(1) 啓発資料の作成

消費者の世代や特性に合わせた啓発資料を作成し、

消費者被害防止等の普及啓発を実施。

「狙われた若者」、「はじめませんか？エシカル消費」 など

(2) SNS等による広報

ブログ、X(旧ツイッター)やメールマガジンを活用した、注意喚起情報。

(3) ホームページを活用した広報(若年者の消費生活サポート情報など)